

参議院地方行政委員会會議録第七十一号

(一三三)

昭和二十七年七月二十八日(月曜日)午前十一時四十一分開会

委員の異動

本日委員林屋龍次郎君辭任につき、その補欠として駒井藤平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君
理事 岩澤 忠恭君
中田 吉雄君
岩木 哲夫君
委員 石村 幸作君
高橋進太郎君
堀 末治君
宮田 重文君
岡本 愛祐君
館 哲二君
若木 勝藏君
原 虎一君
吉川末次郎君
駒井 藤平君
岩男 仁藏君

参考人

全国自治体公安委員会連絡協議会副会長 神宅實壽恵君
全国自治体警察長 田中 榮一君
連絡協議会会長

本日の会議に付した事件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今より委員会を開会いたします。

本日は前回に引き続き、公職選挙法の改正案につきまして、懇談会を開きたいと思ひます。速記をとめて下さい。

午前十一時四十二分速記中止

午後零時三十九分速記開始

○委員長(西郷吉之助君) 速記を始め下さい。

それではこれで休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後二時十七分開会

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今より委員会を開会いたします。午前からは選挙法の改正案をやつておりました途中でございますが、警察法の一部改正案につきまして、本日参考人として、全国自治体公安委員会連絡協議会副会長並びに全国自治体警察長連絡協議会会長として田中警視總監、御二人のおいでを願つておりますので、選挙

法の改正案審議に先立ちまして、御二人の意見を徴します。では最初に全国自治体公安委員会連絡協議会副会長神宅實壽恵君。

○参考人(神宅實壽恵君) 私が只今御指名を受けました神宅實壽恵でございます。このたびの警察法改正法案につきまして、自治体警察の關係者として、公安委員会並びに警察長の意見も本委員会におかれましては、厚く聞き下さるることになりましたので、厚く感謝の意を表する次第で、厚くお礼を申し上げます。昨年警察法の一部が改正せられましたときには、事前に國家地方警察の關係者と自治体警察の關係者が数回会合いたしましたので、全部一致したわけではありませんが、大体の点について一致をみましたので、衆議院なり、本院に参りましたので、私どもの愚見を申し上げることも、政府の御提案を全面的に反対するというような荒つぽい言葉を申し上げないで済んだのでありますが、今度の警察法の一部改正法律案につきましては、事前に我々自治体警察關係者に何らのお話がなく、突如として御提案になつたのでありまして、我々自治体警察の關係者としていたしまして、協議の結果、これに対して反対をするというものを申し上げなければならぬというところになつておることを私どもは甚だ遺憾に思つておるものであります。我々が自治体警察側の者として、我が國の治安の万全を期したい、こういう熱意からいたしまして、今度政府御提案になつております警察

法改正案に対しては、遺憾ながら反対の意見を申し上げなければならぬというところなっております。甚だ遺憾とする点であります。この法案が議會へ提出せられましたというのを聞きまして、全国自治体公安委員会連絡協議会のうち、警察法改正問題に委員として選任せられております者、それに二、三の公安委員が加わりまして、十三都市の公安委員長會議を五月の十四日に開いたのであります。で、昨年の警察法改正のときには警察長が表面に出ていろ／＼改正に対する意見を述べましたことが、これは地方公務員法違反であるというような非難を所々で聞きましたので、今度はさようなことのないように、公安委員会が表面に立つて警察長の各位と十分協議いたしまして、この改正に対する運動をする、こういうことになりましたので、警察長の各位、警察長連絡協議会等が表面に立つて決議をいたしております。これは、さような事情に基づくのでありまして、警察長が賛成、政府改正案に対して賛成であるが故に沈黙を守つておるのだ、公安委員会のほうだけが反対をしておるんだということを仮に言う人があるといたしますならば、それは間違つておるのであります。公安委員会と警察長とは意見を一致しまして、この運動をいたしておる次第であります。さう御承知おきを願ひたいと思ふのであります。

先ず第一に、政府御提案の警察法一部改正の法律案についての私どもの修飾をしない意見を申し上げますと、これは全面的に反対なのであります。そのことは五月の十四日、東京都特別区ほか十二市、十三自治体公安委員会連絡協議会におきまして決議いたしました通りであります。その理由も申し上げたいのであります。これは五月十四日の決議いたしました時に反対理由書も添付して、本委員会にも差出してあることでありまして、詳しいことは申し上げないことにはいたしますが、どうかあの書面をもう一度御高覧を賜りたいと、かように考へるのであります。で、改正の主なる点は、国警本部長官と東京都特別区の警察長である警視總監の任免権であります。これに對して内閣總理大臣が任免権をお持ちになつて当該公安委員会の意見をお聞きになるというようなことは、結局警察長の任免に關して公安委員会の重大なる権限が骨抜きになる、こういうことに反するわけであります。これに對しては絶対に反対する。こういうことにいたしましたわけであります。

それから内閣總理大臣が公安維持上必要があるときには、全国の都道府県公安委員会に、自治体公安委員会に對して指示をなさる。それからその指示の事務を國家地方警察本部で行われるという点であります。これは任免権と指示権と両方考えますと、結局國家地方警察が自治体警察を支配すると、こういうことに、或いは指示することになりはしないかというのを恐れるのであります。それは現に破壊活動防

止法の施行を控えております今日、大阪で発行いたしております朝日新聞の七月二十日の夕刊によりますと、検察庁が一定の事項を指示しようとなされた。それに対してこれは刑事訴訟法の百九十三条に違反するものだと、国警はこの指示を受けない。こういうことを都道府県の国警、自治警にさような御指示をなさつて、そうして国警本部が責任を持つのだと、こういうような記事が相当大きく取上げられて出ているのでありますが、現在では国警本部は、国家地方警察に對しても、勿論自治体警察に對しても何らの運営管理の面については指示権をお持ちになつていないのであります。国家地方警察で都道府県に配属せられております隊長は、都道府県の公安委員会の運営管理に属する。都道府県公安委員会の指揮命令によつてこそ、その仕事をなさるのであります。管区本部長にも、国警長官にも、国警地区の、国警が管轄しております地区の運営管理、即ち警察法第二条二項に規定してあることについては、何らの隊が入れられないのであります。自治体警察に對しては勿論であります。警察法に明文で国家地方警察と自治体警察との關係を明らかにしておられまして、指揮命令の關係が誤つておられるのであります。それにもかかわらず破防法の適用については、国家地方警察の本部が責任を持つて指示をなさるような新聞記事が出ております。昨日の朝日新聞にも、この問題を取上げられておつたのであります。国家地方警察におかれましては、現に何らの権限を持たない場合においても、かような御意図があることが窺われるのであります。

す。この新聞の記事が事実でなければ幸いですが、事実であれば、私も現に大変な過誤を犯されておるのじやないかと、かように考へるのではありません。その国家地方警察本部が指示に関する事務をお取り扱いになる。そして国家公安委員会の意見をお聞きになる。こういうのでありますから、私もこの關係において全面的に賛成をしないのであります。

併しながら現在の治安情勢から言つて、内閣総理大臣に何らかの關係を現在の警察に持たせようということであるならば、どうすればいいかということにつきまして、自治体公安委員会といつたしましては、五月二十日に理事会を開きまして、この理事会と言いますのは、全国から公安委員会、三十都市の公安委員が集まりまして、理事会を構成してあるものであります。これに對する決議をいたしました。越えて六月の三日に、東京におきまして全国の公安委員会の總會を開きまして決議をしたのであります。この修正案というものは出さないうで、全面的な反対だけでいいのじやないかという議論が、理事会におきまして總會におきましても相當ありました。この修正案が、絶対反対だけを主張して修正案も出さないというふうなことは、却つて原案が通過する虞れが多いのだと、こういうような物議り人から注意されまして、それでは代案を考えようじやないかということでもしられました。この要領をここで重ねて申上げさせて頂きたいと思つております。で、この絶対反対ではあるが、特別区の警察長と国

家地方警察本部長官の任命は、それぞれ公安委員会の意見を聞いて、それぞれの場合に總理大臣の意見を聞くということになつておるのであります。問題になりますのは、總理大臣の御意見を伺つて公安委員会と意見が対立したときにどうなるかという点であります。意見が一致すればよろしいが、意見が対立している場合には、私どもの考えでは、意見を聞くのでありますから、公安委員会が任命権を持つたので、公安委員会の意見に従つてきめると、政治的な關係においては、法律的な關係はそれでいいのであります。けれども、政治的な關係においては、總理大臣の意見が公安委員会に通らなかつたというので、非常にまずいことになるので、私もとしましては、できるならば總理大臣の意見を徹しない

が御選任になるという制度になつておりますから、私どもの意見としては、内閣總理大臣の意見を徴することなく、現在の東京都警察長の基本規定の規定するところに従つて御選任となつたほうがいいのではないかと思ひます。

とが予想される場合にも、運営管理の面だけに公安委員会に對して總理大臣の指示権を認めるように制限して頂きたい。こうしたのであります。これをなおもう少し制限を強化して頂くことは結構でありますけれども、これも相當底範圍なのでありますから、十分御当局におかれましては、この適用に過ちのないように、相當の制限をお願いしたいと思つております。

御承知を得て内閣が御選任になつた立派な公安委員のかたにおいて御選任になる。東京都特別区の警察長は、東京都特別区におきましては、御承知のようになり知事が議会の同意を得て公安委員を選任せられておるのであります。その東京都特別区の基本規定によりますと、選挙委員会を設けるといふことになつております。その選挙委員は、国家公安委員長、国警の本部長官と東京都特別区の公安委員長の三人と、それ以外に二人の学識経験者を加えまして、五人の選挙委員が三人の候補者をおきめになる。三人の候補者をおきめになつたうちから、特別区公安委員会においては一人を選任するということになつておりますので、全く最適任者

それが指示権の範圍であります。が、指示権は公安維持上必要な場合とさういふ広い範圍でなく、これを相當制限して頂きたいと思つております。で、都道府県の公安委員会は、運営管理だけでありまして、行政管理的な指示でありますから、おのずからその指示される事項は、運営管理の範圍に制限されることは勿論であります。が、自治体公安委員会におきましては、運営管理と行政管理的と両方相対しておるのでありますから、若し總理大臣が公安委員会に對して、お前のほうの警察長は無能であるから罷免せよといふような御指示があつたといふと、大変なことになるのであります。で、齊藤國警長官は、そんなことはやらないんだと、都道府県の公安委員と自治体の公安委員とに指示の内容が違ふといふことはあり得ないから、おのずからわかるんだとおつしやるのであります。が、立案御当局におかれては、さうであつたかも知れませんが、立案當局が永久に内閣の御關係者でないと思われまして、法律はできまして、法律に書いてあるところによつて、ときの内閣が活用されるのでありますから、この指示権の内容は、相當に御制限を願わないと、却つて治安に混亂を來す。こういうふうな考えますので、内閣、騷擾、集團的破壊行動が発生し、若しくは現に発生するこ

それが指示権を行使します場合に、政府原案によりますと、国家地方警察本部がその事務を処理するということになつておるのでありますけれども、国家公安委員の意見を聞いていふことになつておりますが、私は国家公安委員会よりも、別に公安審議会といふものを設けて頂いて、その意見を徴することにして頂きたいと思つております。この指示権の行使について急速を要する場合もございまして、国家公安委員会の意見を徴するといふことになりまして、大阪府吹田市にいらつしやる公正公安委員が、その會議に御出席になつて意見を述べられる期間を少くとも置かなければ、国家公安委員会が正式に開かれたと言われたいと思つております。私どもの考へております公安審議会と、まあ仮に言うておるのであります。これは在京のかたによつてのみ構成されるのでありますから、在京のかたにその招集が到達し、出席するだけの時間、余裕があればできるものであります。なお實質的な關係から申しますと、国家公安委員会では、實際の行政管理的面に、運営管理の面に當つていらつしやいませんか、各地における

実情を御存じないのであります。直接御存じないので、ただその事務取扱の国家地方警察本部の御意見によつて、そうして総理大臣に意見を申上げるといふことだけになるのであります。それで自治体側の特に都市警察において事故が頻発いたしますのに適当じやないんじやないかと思ふのであります。それで国家公安委員長、東京都特別区の公安委員長、これは自治体公安委員会連絡協議会の代表者であります。それから国家地方警察の本部長官、東京都特別区の警察長、これは自治体警察長連絡協議会の会長、それから結核局、不起訴という問題にもかかるわけでありますから、最高検察庁の検事総長、それからここには法務府特別審査局長と書きましたが、この制度がなくなりましたから、公安調査庁の長官、かようなかたを委員とせられて、実情に即した指示を内閣総理大臣から出して頂く、そうしませんでした、内閣総理大臣の指示が浮き調子になるのではないかと。殊に最近の破壊活動なす連中は、口に言うところと実際にやると違ふのであります。それは取締当局をまごつかし、自己の目的を達成しようとする手段であります。東に行く、南に行くことを言つて、実は西に行く、南に行くことを言つて北に活動をする実情であります。国家公安委員会の意見をお聞きになつて、総理大臣が指示をなさつておるような場合には、もうすでにそのことは落んでおる。それを聞かなければいけないといふようなことでは、現地のものとして非常に迷ふことになる。で、私どもは国家公安委員会の意見を聞いて、いふことをやめて頂きたいと、か

ように考へるのであります。国家非常事態が発生した場合におきましても、国家公安委員会から総理大臣に勧告するのであります。総理大臣が逆に意見を徴して指示をなさるといふようなことは、今までの法例には考えられなかつた重大な点であるのであります。それから指示権に関する事務部局であります。これは先に申上げましたように国家地方警察の本部でとりなるといふことは、自治体警察は事実上と同様の結果を招来しないか。これは無論運用の如何によるのであります。が、さうなことにしなれないかと思はれるのであります。殊に指示権を行使します場合には、その前提としてあるんな事項を調査報告せよ、こういうことになるのであります。まあ自治体警察においてはさうでもありませんが、中小自治体警察においては、一々指示権行使の前提条件である調査報告をせよといふことに忙殺される危険があるのです。でありますから、これは指示権行使に關しましては、独立の事務局を内閣にお設けを願ひまして、さうしてその所において頂くことが警察全体としての指揮の關係から言ひましても、運営をいたします公安委員の關係から言ひましても、そのほうがずつといふと考へるのであります。それで私どもこの法例の關係を全体的に知りまへるので、現在の我が国の財政の關係から、審議会というやうなものに設けるというやうなことは現在の國家機構からしてできないといふやうなことになるのではないかと思ふのでありますけれども、破壊活動防止法を御制定になりましたときには審議

会をお設けになつておるのであります。この私どもの審議会委員の顔触れからいたしまして、特にこれらの人たちに給手をお支払いを願うといふやうなことなくして済むのであります。ただ内閣におこしを願う事務局長が多少は要りましようが、我が国の治安をどうしようかという重大問題でありますから、それに対する少額の費用くらいは政府におかせられては御支出が十分願へることと思ふのであります。それからもう一つ、警察法改正法案の問題は、東京都特別区に対しては予算の範囲内において費用の一部を国庫から支出せられるやうになつておりますが、その他の自治体警察に關しては、費用が出る規定がありません。内閣総理大臣は、如何なることを指示なさるのかは知りませんが、指示権は行使するが、それに要する費用は自治体において負担せよといふことになつておりますので、現在の窮乏しておる自治体といひましては、或いはその指示を執行する上において、費用の負担ができないといふことがあるのであります。殊に現在のような組織的破壊活動が随所で起つております場合は、現在の状態においても相当国庫からこの警備、捜査、検査に關する費用を自治体側に御支出を願わなければ、万全を期し得ないといふやうな状態にあります。で、警察法改正と同時に、総理大臣は指示のしつ放しで費用の負担をしないといふやうなことをなさらないで、この費用を警察法の一部を改正する、或いはその他の法律の改正によつて御支出を願ひたいと思ふのであります。それから申し遅れましたが、最後に警察法改正条文の附則によりまして、

この法律施行の際國家地方警察本部長官又は特別区に存する區域の自治体警察長の職にある者は、改正後の警察法の相当規定によつてそれ／＼その職に任命せられたものとするとするものである。現在の長官である齋藤さん、現在の警視總監である田中さんを不適任者としてこれを排斥するためこの法案を出してないといふことは明らかであります。この法案によつて任命権者が變つても、それ／＼の地位は確保されておるといふことになるのであります。が、將來内閣総理大臣の意見を聞くといふやうなことになるに、総理大臣が變るたびに、内閣が變るたびに、これらの職にある人が變る。これは旧日本の警察制度で内閣の更迭すると同時に内務三役が變りになつたと同じやうな運用になりはしないかといふことを私どもは恐れるのであります。でありますから、ときの内閣総理大臣の意に従わぬ人が、仮に本部長官なり、警察長になられますやうなことがあるにしても、運営管理については万全を期する法例であります。で、かような御改正をして頂きたくないと思ふのが、私ども自治体公安側の意見であります。

大体これで全部申しましたが、私田舎者で言葉使いが荒いので、關係方面に或いは失礼なことを申上げたかも知らぬのであります。この点は平にお詫びを申上げておきまして、私の意見を終ります。御清聴有難うございませう。

○委員長(西郷吉之助君) それでは全国自治体警察長連絡協議会会長の田中警視總監。

○参考人(田中第一君) 只今全国の自治体公安委員会の連絡協議会の副会長として、大阪の神宅公安委員長から、今回の警察法一部改正に關する自治体公安委員会側の意見は詳しく申上げましたので、私から特にこれに敷衍して申上げることはいないのでございませうが、ただ全国自治体警察長連絡協議会会長といたしまして、警視總監ではなくして、全国自治体警察長連絡協議会会長として、各自自治体警察長が今次の警察法改正に關しまして、いろいろ意見を申述べ、何か機会があるならば、適當の機会に意見を具申してもらいたいといふことをかね／＼私の所に申出てございまして、その大部分は只今大阪市の神宅公安委員長から具体的に申上げておられますが、ただ二、三私から補足的に申述べたいと存じます。のは、今日の社会状態にて、皆さま御承知のように毎日各地におきまして、いろいろ／＼な集團暴行事件、或いは騷擾事件等が発生をいたしております。この場合におきまして、一体どういふ所に多く起るかと思はれます。大体におきまして、自治体警察の置かれておる地域において最も頻りにこいつた事件が頻発いたしております。東京を始め大阪、大阪府近郊の都市並びに京都、名古屋、そのほかいわゆる都市警察の範圍におきまして、相当こうした事件が頻りに起つております。従ひまして、自治体警察官といひましては、恵まれざる裝備、恵まれざる財政、又さうした点を克服いたしまして、身を賭して只今治安の第一線におきまして活躍いたしております。が、勿論この点におきましては、國警も同様に治安の第一線において身を

賭して闘つておられますが、併しなが
ら現在の状況から見ると、どうし
ても都市警察の範囲内におきま
して、こうした事態が非常に起りやすいとい
うこととでございます。又現在の自治体
警察は、昨年の警察法の一部改正に伴
いまして、一千余の小自治体警察が廃
止せられて、現在四百七十七の自
治体警察が存続いたしております。
そうしてその有するところの警察力は
八万五千に上つておまして、現在の
国家地方警察の四万数千に優ること、
その倍の警察力を以て現在の治安に面
していろ／＼苦心をいたしておるよう
な状況であります。従いまして、私ど
もとしましては、今次の警察法の改正
につきまして、少くともこうした大き
な治安面を持つておる、責任を持つて
おる自治体警察側の意見というものは、
十分一つお取上げ願ひ、又この意
見を十分に尊重して頂きたいという念
願をかね／＼持つておつたのでありま
すが、併しなが、今次警察法につ
きましては、いろ／＼緊迫した事情も
あろうかと存じます。前回の警察
法改正のときには、十分に只今神宅公
安委員長が御説明のごとくに、両者十
分に話し合ひをつけて、そうして改正に
従事したのであります。今回はそ
うでなくして、自治体警察側の意見と
いうものは殆んど述べる機会も失しま
して、漸く本日この参議院の地方行政
委員会の席上におきまして、我々の自
治体警察側の意見を述べる機会を与え
て頂きましたことは、少くともこの八
万余の自治体警察官としては、非常
に私は無上の光榮とし、又且つ喜びと
するところであらうと考へておりま
す。さうな状況でございます。

の前の警察法改正につきましては、
警察長みづからが相当表面に立ちま
して、警察法に対し批判を下し、又反対
もいたしました。併しなが、今次の
状況から見まして、警察長みづからが
こうしたことに没頭することは面白
くない。かような考えからいたしまし
て、今回の警察法改正につきましては
は、全員こうしたことは全部公安委員
会にお任せして、我々は先ず治安の維
持に最善を尽くすべきである。かような
点から何らこれに対して批判もいたし
ませんし、又反対の意思表示もいたし
ておりません。この点は一つ御了承願
ひたいと思つております。併しなが
ら、警察長みづからといたしましては、
は、今次の改正につきましては、いろ
んな批判を持ち、又いろ／＼な反対
の意見を持つておるようであります。
併しながこれにつきましては、先ほ
ど神宅公安委員長から具体的に申述べ
ましたので、それに尽きております。
から、個々の問題については私から申
上げるのを避けたしたいと思います。

それから、なお今一つ申述べておき
たいと存じますのは、この指示の問
題でございます。政府原案によりま
すと、六十一條の二に「内閣総理大臣
は特に必要があると認めるときは、国
家公安委員会の意見を聴いて、都道府
県公安委員会又は市町村公安委員会に
対し、公安維持上必要な事項につ
いて、指示をすることができ」と、か
ように明記されておるのでございま
すが、この公安維持上必要な事項とい
うものにつきましては、勿論私はこの
いろ／＼な内乱、騒擾的なものらしい
のであらうと考へておりますが、併
しこれも解釈の如何によりましては、

公安維持上必要な事項ということに
ついて、すべて意見が一致すれば何でも
できるといふようなことになる、勢
い全部内閣総理大臣において何でも
きると、勿論国家公安委員会の意見を
聞くからして、さうなことはないとい
う御意見は十分わかるのであります。
が、併し公安維持上必要な事項とい
うだけでこれを実施するということに
なりまると、現在の立案された御当
局の間はそれで結構だと思つて
ありますが、やがて人が変り代が變つ
て参りますれば、こうしたことがや
もすれば非常に広く解釈せられ、それ
がときに濫用される虞れもないではな
い。こうした場合におきまして、一般
の国民から、やもすれば警察国家再
建の疑いを以て見られるというよう
なことになる虞れもありませんので、
警察長の全員の意見としましては、こ
の六十一條の二というのに対してし
て、相当強い制限を附して、将来こ
うした心配のないような確固たる方法を
講じてもらいたい。かような意見が非
常に強く出ておりますので、これは
私から一つこの点を申上げておきたい
と存じます。

それからいま一つ、これも先ほど神
宅公安委員長から詳しく説明があつた
のでございしますが、この指示の場合
における国家公安委員会の意見を聞い
てということ、国家公安委員会が一
つの諮問機関になつておられますが、
我々の考へたいたしましては、この諮
問機関というのには飽くまで客観性を持
つべきでないかと思つております。
広く社会情勢をあらゆる点から総合的
に判断をして、そしてそこに適正妥當
なる結論を出して總理に答申をする
と、それによつて總理が指示すると、
そこにこの治安維持上極めて適正妥當な
る指示が行われるものと考へておりま
す。勿論国家公安委員会にいたしまし
ても、適正妥當なる御意見を答申され
るものと考へておりますが、更にこれ
に對しまして、少くともあらゆる点か
ら檢察的な意見、それから今度新たに
できました公安調査庁的な意見、それ
から又實際に治安の取締に従事してお
ります自治体警察の代表の意見と、
こうしたものを取入れまして、そうし
て總理大臣に極めて適正妥當なる意見
を具申いたしまして、これによつて指
示してこそ、初めて適正なる取締、適
正なる指示ができるものであらうと考
へておるものであります。

それからもう一つ、この指示をする
部局の編成でございますが、この政
府案によりまると、国家地方警察が
この指示に関する事務を処理するとい
うことになつておりますが、勿論
国家地方警察がこの事務を処理される
ことも結構でございます。併しなが
現在の警察法の第五十四條の規定から
申しますと、市町村警察は国家地方
警察の運営管理又は行政官に服する
ものではないということになつており
ます。従つて自治体警察は、国家地方
警察の指揮監督を受けないと、これは
もう現警察法のはつきりした原則でござ
います。従つて指示することが、然
らば運営管理、行政官になるかと申
しますと、決して私は指示すること
が必ずしも國警が自治体警察に對して
行政官、運営管理をするものでない
ことは、これははつきりいたしてお
るのであります。併し形の上におき
まして、国家地方警察が指示の事務を

取扱うということ、形の上において
行政官管理或いは運営管理のような点に
走る虞れがあるのではないかと、殊に
中央部におきましては勿論さうした考
へはないと思ひますが、國警の末端
部におきまして、こうした誤まつた考
えを持つことによりまして、いわゆる
国家地方警察が自治体警察の上にあつ
て、優位にあるという感じを一般国民
に与え、又その側に當る者自体がさ
うした錯覺を起すことによりまして、今
日の民主警察の原則を傷つけるとい
うことに相成るのであります。従つてこ
うした誤まりを犯すようなことは成
べく未然に防止したほうがいいのでは
ないか、かような点から申しまして、
この指示を掌る部局というものはやは
りこれは独立して内閣總理大臣の下に
設置しまして、これは必ずしも大きな
局であるとか、課であるとか、さうい
うものでなくて結構であります。併
しこれは少くとも國警も代表者も入
るであらうし、場合によつては自治警
のほうからも入る、又檢察のほうから
入るというような、組織はいずれにい
たしまして、何かさうした總理大臣
の直屬の一つの部局を設けられまし
て、その部局が一切の指示に関する事
務を掌り、そうして諮問機関に對する
一切の事務を掌つて、そこできめたこ
とを總理大臣に答申をいたしまして、
さうして總理大臣がこれを流せと言つ
たときに、その部局が国家地方警察並
びに自治体警察に平等にこれを流して
行くこと、勿論現在の通信施設は全部國
警がこれを管理いたしておられます。か
らして、實際の事務は國家警察がこれ
をやることは、これは差支えないので
あります。建前といたしまして

は、現在のこの国家地方警察、自治体警察というものを存置するこの法制的の上から申しますと、飽くまで両者平等でなくちやならぬのであります。従つてこの部局を通じて、平等に国家地方警察並びに自治体警察にこれを流す。實際は、通信は国警がお待ちになつておられますので、国警がお流しになることは結構でございますが、建前としてはそういう取扱をすべきが妥当ではないかと、かように、私もは考へておるわけであります。

なお最後に、この今回の政府案によります第五十二条の三でございますが、特別区に存する区域における自治体警察に要する経費は、都の負担とする。但し、国庫は、その予算の範囲内においてその一部を負担することができると、これは首都警察としての警視庁に対する予算の範囲内において国庫が経費の一部を負担して頂くのであります。これは首都警察をお預りいたします私といたしましては、従来この点につきまして、政府並びに衆参両院のそれ／＼担当の委員会にかねがね陳情もいたしておりましたし、又都知事並びに都の議会当局者も、かねがねこの点につきまして陳情もいたしておりました。この点が実現されて頂けましたことは、誠に首都警察といたしまして感謝に堪へないのでございしますが、ただこれは自治体警察全体と申しますと、現在地方の自治体警察におきましては、一般平衡交付金によりまして、大体警察署の財源を賄つておるわけでございます。従つて大都市に行くほどその一般平衡交付金の交付率が少い。大都市は比較的恵まれておりますが、大都市は全然ない。殊

に大阪のごときは、警視庁はこれによつて或る程度国庫負担ができるのでございしますが、京都、名古屋、神戸のような所は、一部でも平衡交付金が交付されるのであります。大阪は全然ないのであります。こういう点につきまして、大阪以外の、大阪を初め、小都市警察におきまして、やはり五十二条の二のような規定によつて、全体が一ツ装備の改善のために地方自治警の経費を国庫において御負担を願う。それによつて装備の強化を図つてもらいたい。こういう強い要望がございする

ので、この点は自治体警察連合協議会会長の立場におきまして、特に一つ御配慮のほどをお願いいたしたい。かように考へておる次第でございます。以上極めて簡単にございするが、大休神宅委員長から詳細お話がございしましたから、私からは若干以上敷衍いたしまして、説明に代へた次第であります。

○委員長(西郷吉之助君) 以上で意見の発表が終りましたが、御両人に対して、質疑がありましたら、この際お願いいたします。

○原虎一君 六十一條の二ですね、「内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の意見を聴いて、都道府県公安委員会又は市町村公安委員会に対し、公安維持上必要な事項について、指示をすることができ」と。この場合にですね、あなたの御意見によると、国家公安委員会より別な総理大臣の諮問委員会を作ることができると。その理由には現国家公安委員会は、例えば一公安委員が大阪にいて、至急の会合に間に合わな

いということ、それから国家公安委員会は、実際に運営管理の面に直接あたつておるものでないから、専門的なものによつて委員会を作つて頂きたい。公安委員は、治安の直接関係者としての知識経験を持つておるのではないのでありますから、専門家によつて委員会を作るといふのが主なる理由であるか、公安委員は急務委員会を開けないからというのが大きき理由であるか、この点を明らかに願いたい。

○参考人(神宅實壽君) お答えいたします。それは治安の實際に當つてい

る人々によつて、総理大臣の御質問にお答えするといふほうが主たるものであります。金正国家公安委員が大阪におられるというようなのは、現在の国家公安委員会の構成からしての從属的な理由であります。

○原虎一君 それから全国自治体警察連絡協議会会長としての田中さんにお伺いするのですが、今御承知の通りの自治体警察の特別な経費に対する国庫補助を必要とするという御意見、これは先日の、六大都市でありましたが、市長が寄りまして、その審議を終つております。そのときにも資料としてもらつておりましたが、自治体警察と国警との装備の差があるものが揃つておつて、それから装備の関係と総合的な二つを合せて、大体警察官一人前との程度の費用を要求するか、国警と自治警との費用を要する額の相違点等を、統計を表にできておりますれば、そういう資料を我々の手許に御提出願いたい。と申しますのは、次の補正予算の関係もありますから、その資料はむしろこれはあなたのほうにお願ひしたほうがいいんじゃないかと思ひます

ので、国警側からは、それはそれ／＼聞いておりますけれども、自治警側のほうを御提出願ひたいと思つております。

○参考人(田中榮一君) 只今の御要請に對しまして、かね／＼承つておりますので、只今それを取りまとめ中でございます。来月の十日頃までには装備の関係その他が全部集まるだろうと思ひますので、集まり次第、一つ御提出申上げたいと思つております。

○吉川末次郎君 神宅委員長から、全国自治体公安委員会連絡協議会の立場から、自治体警察、公安委員会側の意見をこの法案に對して開陳する機会を参議院が与えられましたことに感謝するといふところのお話でありましたが、これは當然に、公安委員会側としての全国自治体公安委員会連合団体の代表者、及び全国自治体警察長のかたがた、又は特に東京都の特別区の警察長、即ち警視總監の意見を徴さなければならぬ法案であると考えますから、我々はお二かたの御意見を成るべく尊重して、これを審議したいと思ひ

ます。第一院である衆議院のこの法案を審議する責を負う地方行政委員会では、自治体警察の警察長及び公安委員の代表者のかた／＼の意見を徴するといふような手続をしなかつたかどうかといふことを尋ねたい。若し衆議院がそうしたことを何もしないので討議しているならば、これは非常に粗末な審議振りであつたという國民の非難を衆議院は受けなければならぬことであると考えるのであります。そういう事実があつたかどうかと、いふことをお二人、両者側からそれぞ

れ御答弁を願ひたい。

○参考人(神宅實壽君) お答えを私から申し上げます。昨年の警察改正のときには、衆議院におかせられまして、地方行政委員会でも十分に意見を述べる機会をお与へ下さいまして、そのときには東京都特別区の公安委員長であります連合会の会長小畑さんと私の意見をお聞きを願つたのであります。それから警察長側といたしましては、会長である田中警視總監と副会長である大阪の鈴木警視總監をお呼び下さいまして、いずれもその意見を十分開陳する機会をお与へ頂いたのでござ

います。が、今回の御改正については、私も決意を以て陳情はいたしましたが、地方行政委員会へお呼び出しを賜つて、直接親しく私どもの意見を聞き下されたといふことは、公安委員会側にも警察長側にもなかつたのであります。

○吉川末次郎君 田中警視總監から。

○参考人(田中榮一君) 私のほうにも別に出席を命ぜられまして意見を開陳するような機会がございせんのでした。

○吉川末次郎君 それは審議の手続の問題であります。これは本法案の審議につきまして、基本的に最も重要な事項であるが、私どもは考へておつたのであります。が、御両者の御答弁をそれぞれ伺つてわかつたのであります。これはこの法案は基本的に政治的な立場から考へますといふと、単に法案論議の一つの傾向のこの改正案と我々は突

復元して行こうというところの政治的意図と関連をいたしまして、行われていた。先般来政府側から提案して参りましたその他の警察法の改正の一連の関連性において行われておるものであると我々は考へておるわけなんであります。先ず昨年の六月だったと思ひますが、本院におきまして議了いたしましたあの警察法の改正によりまして、その最も重要なものといひまして、いわゆる住民投票の形式を通じて、全国町村警察の実質的の廃止を国警側は主張する法案を出して参つたのであります。で、先般来この委員会において、私たちからそれについていへる／＼政府当局、国警当局に希望いたしておるものであります。形式は住民投票というものは、極めて民主的な形であると言ふことができると思ひます。特になんかそれを政府側は、強調いたすのであります。形式は民主的であるけれども、これを行わんとするところの政治的意図は、非常に非民主的な意図を持つておるのであります。その節もいへる／＼と批判をいたしたのであります。が、昨年のそうした改正案のときにも、本会議場において反対という、先ほど申し上げましたように……、こうしたことによりまして、以来今日まで約一年ほどの間に、全国の町村警察というものは八割まで廃止されてしまつて、すでに千以上の町村警察が廃止されてしまつたのであります。それは日本の国民の民主主義的な一種の機制、そこに地方自治体の住民の生活のうちに残つていますところのいわゆる封建的な偏見に乘じまして、そうして形だけそうした民主的なフォームを通じて、そういうことをば、執

行して参つたのであります。が、全く官僚の意図して参りましたことはまづまゝと成功いたしておるというところが見られるのであります。又先にこれも我々が反対したのであります。が、町村警察をこういう住民警察というところのフォームを通じて廃止することに成功しましたところの旧警察官僚の諸君は、魔手を更に自治警察のほうへ伸ばして参りまして、その第一の企てとして、要するに市の警察維持に関する特別に於いての法律案を出して来まして、それが又両院を通過するやうな結果で、そうした現行警察法の制度というものをば、戦前の警察制度の体制へ帰してしまおうというところの非常に強い意図を基本的な持つておるのであります。それに賛成しておるところの人も相当にあるのであります。でありますから、そういう法案が両院を通過してしまふのであります。が、そうした意図に基いて小出しにばつ／＼と、この方向にリードをして行こうとしておるのであります。その小出しの一つとして、自治体警察に対する監視監督の任命権について、又こういう法律案を政府は出して来ておるのであります。その次に考へておられることは公安委員会、或いは府県の国家地方警察の公安委員会、市町村の公安委員会、これは皆廃止してしまふ。国会議員の中にも、すでに国家公安委員も田中君が監視監督をしていられるところの東京の首都の公安委員も、これは皆つまらない人間ばかりがしておるというところをば、公然委員会で放言していらつしやるところの委員もいらつしやるやうな有様であります。勝手なこと

を、見当違いのことを委員が言つておりました。これはまあ一つの意見であります。が、その法案の修正案を出しました衆議院の東京都から選出されておられますところの自由党の議員が、そうした東京の公安委員はつまらない人間がなつておるというのを肯定するやうな答弁をいたしておるというやうな由々しき、許すべからざる表現をいたしておるのが現在の状態であります。公安委員会を今度は廃止するところの法案を来年か再来年か政府は提案して来るだらうというのを私は予言しておいて間違ひはないと思ひます。そして自治体警察の制度を、昔の国家警察一本の建前にしようとする意思を持つておるのであります。これも一つの考へであります。であります。が、併しながらこれは警察制度の改革の上におきまして、最も現行制度と對照的な見解の上に立つての再編成を行ふ、或いは復元を行わんとするものであります。これは極めて、政治的な立場から重大視しなければならぬのであります。が、今申しますように、昨年の町村警察の住民投票という民主主義的な性質をうまく逆用いたしまして、そうして町村警察を八割まで廃止したのであります。そして更にその間に市の警察の維持に関する特別に於いての法律案を提案し、更にこういう意図の下に警察長の任命権その他につきましても、公安委員会の意見を聞くことになつておるのであります。が、この法案は、昨年の町村警察の廃止と、それから今の市の警察の維持に関する特別の公布と相並んで、今私が申しますように、戦前の警察体系へ現行制度をばつ／＼と昔に帰して行

くということの基礎概念を基いて、そうした観点の上に立つた一連の警察制度、反動政策として出されておると私たちは考へておるのであります。が、あなたのおつしやることはこのことについてどのような考へになつておるかということ……。

○参考人(神宅實憲君) 先刻私が御答弁申し上げました、衆議院地方行政委員会における自治体警察側の参考人の点は、間違つておりました。私が知らなかつただけでありまして、東京都特別区の橋本公安委員長と神戸市の古山警察長がお呼び出しになつてお答えをいたしました。私が知らなかつただけでありまして、甚だ申訳ないと思ひます。

それから只今の昨年の警察法改正なり、今年の警察法改正が国警一本化の基礎概念の上に立つて行つておるのかという点であります。が、私も似たしましては、表面に現われて来る、昨年の警察法の改正、衆議院で議員提出になりました市の警察維持に関する特別、この警察法の改正も、表面から見ただけをお答えをするよりほかに……、世間でのいへる／＼な噂を私も聞くのではありますけれども、私も国警側はどういう御意図があつてなかつたのかを承つたわけでも調査したわけでもないであります。甚だお答えがしにくいのであります。悪しか

からも訂正をさして頂きます。それからなお吉川委員から昨年の警察法改正に関するいへる／＼の御意見がございましたが、当時私もいひました。十分は、十分に国警側と協調いたしまして、小さな財政を持つた自治体警察は非常に財政的に十分の負担に対して相当な重圧であり、且つ又いへる／＼の点からして維持が困難であるというやうな実情も、かね／＼聞いておりましたので、勿論警察法の精神から申しますと、自治体は当然みづからの警察を持つのは、これが原則でございます。が、そうした財政上の理由から非常に困難な所につきましては、その住民の意思を尊重いたしまして、住民の意思によつて維持、廃止を決定するといふのならば、これは当然民主的なことであり、又そうすることによつて地方の住民の意思を十分に活かし、又地方の財政を救済することになるというので、この点につきましては私も全面的に賛成いたしまして、あの規定を改正いたしたのであります。が、結果におきましては、やはりこの住民の負担という点から、まだこの点は自治体警察側におきましては相当な責任もあり、又自治体警察の趣旨というものが十分に住民一般に徹底していなかつたというところは、これは自治体警察側も一半の責任を負わなくちやならぬと考へております。従つて大多数の小さな自治体警察が廃止になつたということ、これは現在の民主主義から見ますと、これは誠に残念でございます。が、併し当時の状況としては、又止むを得ないのではないかと、かように考へておる次第でございます。又新たに市になりました自治体警察を

持たない所は国警がこれを負担するといふ今日の改正法でありますが、この点につきましては、自治体側としましては、やはり市の財政から止むを得ないのじやないかと考えておりますが、ただ一面、いやしくも市になつた以上は、少くとも自分の警察ぐらいは持てる所が市になる資格があるのじやないかといふような意見を言う者も中にはないでもないものであります。これも情勢としてどうも止むを得なかつたのじやないかと考えておる次第であります。

○吉川末次郎君 もう一つだけ、ほかの委員から質問があるだろうと思ひますので、一つだけそれでは質問されて頂きたいと思ひますが、田中警察總監にお尋ねしたいと思ふのであります。先ほどの神宅委員長から東京都特別区の警察長の選任についてでありまして、何かの規定があるようなお話が話の中に窺われたが、そのことが聞き違ひだつたかも知れませんが、或いはそれが都の条例にあるのではないかと申します。警察法第四節の特別区に関する特例、この法律の中にはないものであります。何か臨時法令或いは都の条例等にあるのではないかと思ひますが、それを警察總監から一つ教えて頂きたい。それから田中警察總監の先ほど御答弁の中に、先ほど来私が申しました市の警察維持に関する特例に関する法律についての多少の意見の食い違ひがあつたが、国会を通過したことでありまして、いさゝか一事不再議の原則において、蒸し返してここで審議すべき限りではないのであります。本法の審議と関連いたしまして、あの法律についての神宅委員長の自治体警察

公安委員会連合会の代表者としての立場から、あの市の警察維持に関する特例についての法律案については、どのようにお考えになつておるかといふことも神宅さんから一つこの機会に御見解を……。

○参考人(神宅實憲君) 私から申し上げます。市の警察を維持しないでもよいという特例につきましては、私も五月の二十日の新潟の全国公安委員会連絡協議会の理事会におきまして、およそ市が警察を維持しないでもよいというようなことは申しました。田中總監は今お答えになりましたように、おおよそ市にならうという町村が、警察を持たないでそれでいいということはないという考えから、あの法案に對しては反対の決議をいたしまして、関係方面に御陳情申し上げたのであります。一体この民主警察、新憲法下になりまして、地方自治の關係がどれだけ違つたかと言いますと、警察と消防とが殖えたくらいのこと、あとは前から教育にしましても、土木にしましても、自治体には持つておつたので、警察と消防くらいのものであります。なかなか、財政上の理由とは言へ、市にでもしようかといふような自治体が警察をみずから持たないといふようなことは、私もその自治体の当局者の考えを疑うので、あゝい法律の定めることを甚だ遺憾に思つておる次第であります。

○参考人(田中榮一君) 只今の東京都特別区警察長の任用の方法につきましては、この警視庁基本規程という規程がございまして、これは本年一部改正をいたしましたのであります。その趣旨は、大体同様でございますので、

現在警視總監のやはりこの任用試験といふのがございまして、この任用試験は、公安委員会の定むるところにより、委員長一人及び委員四人以上で組織する警視總監選考委員会がこれを行う。前項委員会の委員中、三人は国家公安委員会委員長、国家地方警察本部長及び東京都特別区公安委員会委員長とす。この三人の選考委員のほうは、この規程によつて明定されておるわけですが、そのほかの委員は、民間の学識経験ある者の中から公安委員会がこれを選任すると、こういう建前になつております。そして、これには選任候補者名簿をその都度作成いたしまして、その上位三人の中から公安委員会がこれを任命すると、こういうことになつております。

○吉川末次郎君 それは警視庁の内規ですか。

○参考人(田中榮一君) それは公安委員会の規定でございます。現在警視總監任用に関するものは今年一月改正いたしまして、まだそのまゝになつております。まだはつきりした新しいものはできていないのであります。

○吉川末次郎君 それは全国的な規定ですか。東京都だけの規定ですか。

○参考人(田中榮一君) これは公安委員会の規定でございますから、東京都の条例でも何でもありません。

○吉川末次郎君 東京都の公安委員会……。

○参考人(田中榮一君) 東京都の公安委員会の作りは……。

○吉川末次郎君 内規ですか。

○参考人(田中榮一君) 内規です。

○岩本哲夫君 先ほどの政府の意見を

伺つておられますという、自治体警察の場合は、指示を受ける場合においては運営管理のみに限定したい。こゝういふ御説明でしたが、その点から参りますと、東京都の特別区における警察長の運営する場合に内閣總理大臣の意見を聞くことは、まさにこれは行政官の根本を押さへられたい……。その次に若し仮に總理の意見について聞いたとしますと、その場合にこの指示を仰ぐといふことはあり得るのですか。

それからその次にお伺いしておきたいのは、指示を仰ぐ場合何か指示の審議会、こゝういふふなことを言われておりました。これはこの審議会に當つて公安委員長が含まれるということ、既に公安委員会の招集さるべきとき、こゝういふふに考えられるのであります。その点を伺いたい。それからこの指示を仰ぐといふ場合、これは非常事態の発生があり得るといふような場合、こゝういふときには、現在の警察法において十分警備政策の点から考えて、或いは國警との連絡で、これがはつきりわかるのです。その上に更に總理大臣の指示を仰ぐといふことは、これは決して……、若しどうしてもそれがあつた場合は、むしろ自治体警察においてその要求する。こゝういふような場合に、指示を仰ぐのではなくて同意を求めるといふような程度であるか。まあそれらの点について伺いたい……。

○参考人(神宅實憲君) お答えいたします。第一の東京都特別区の警察長、國警本部長官の任免を、これは行政上の通念であります。これに對して總理大臣の意見を聞くという新制

だけはこしらへましたのは、これはいふ／＼な議論がありましてこれはこゝういふことは全然絶対反対だけにしておいたらどうかといふ意見も相當あつたのであります。先も申し上げましたように絶対反対といふだけであつたら、却つて總理大臣が当該公安委員会の意見を聞いて任免するといふように皆なつたものと全く違つたものができてしまふといふ規定があるのだといふことを注意してくれる人がありまして、それならこの程度の意見を聞くなら、ときの總理大臣が間違つたお考えを、或いは總理大臣としては間違つていないが、公安委員会としては違つた人を選任したいといふような意見の対立があつたときでも、意見を聞くだけならその意見を採用するのだから、丁度拘留中の者を釈放する場合に裁判所が検事の意見を聞くと同じように意見を聞くだけならば、検事の意見と裁判所の意見が違つても裁判所は断行ができるし、現にやつてゐるのだから、この程度のこゝろには言わないと、政府の御提案を真こうから反対するだけであるといふような趣旨から妥協したのであります。これは全く当該公安委員会の意見によつて選任がせられますようにお願いしたい趣旨なのであります。それからこの指示権の点であります。今御説のように当該公安委員会が困つた問題があつて、隣りの警察長に聞く、國警のほうへ御相談をする。それでもわからんから總理大臣に御相談をするといふふに意見の伺いをたてるというのならばいいのであります。

法律はそうじゃありませんので、改正法律では、総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて、そして都道府県公安委員会、自治体公安委員会に指示するというのがありまして、特に公安委員会はこの内容としては、どんな指示があるのか、私どもは具体的にどういうことを御指示になるかは未だ知らないのではありません。それで緊急を要する事項を指示せられるのか、昔の参謀本部が作戦計画のような全面的なことをなさるのか、一般的な指示になるのか、或いは当該犯罪の検査に関する指示までいつて、刑事訴訟法の百九十三条あたりと抵触するような指示が出るのか出ないのか、さようなことは一向私どものほうで知りませんので、その指示をただ受けるだけで、指示をなさるときには、私ども自治体公安委員会は何ら事前に御相談がない規定であります。実際はどのようになるか知りませんが、内規で、ただ一片の命令が来るだけであります。さようでありますから、その指示権を総理大臣が行使せられる場合には、私どもの代表者の意見も聞いて頂いて、そして実行の可能な現実即ち御意見で当該公安委員会に指示するというのがいいのじやないか。指示権も私のほうは、実際はこれもないほうが、総理大臣の指示を受けるというよりなことよりも、総理大臣が権利として指示をなさるというよりなことよりも、当該警察がその治安を維持するためには、現在では自治体側といわず、国警側といわず、各府県では警察長指示によつて協議しております。管区でも自治体警察と協議しておりますし、全国の自治体警察長も、実際問題について協議しておるの

でありますから、現行法の運用で、私はこの六十一條の二のような内閣総理大臣の指示権をお持ちにならなくても、自治体警察側に十分な警備費用を出して頂くほうが、私どもはできると思つております。現在のように法律を毎年いじりますと、ついでに申上げますが、自治体警察官が浮くのであります。自治体警察は、一体だないに、このか、こないになるのかということ、自治体警察の職員は浮足になりまして、毎年毎年この法律をいじつて、法務総裁は、警察法は当分いじらないで、運用でやるのだというお話を承つて、やれ／＼と私も安心しておつたのであります。さういふふうには法律だけをいじられまして、自治体警察、国警の側のかたは私は知りませんが、自治体側の者といつたしましては、心理的に非常な動搖がありまして、これこそ私は治安に対する由々しき問題だと、かように考へておる次第であります。或いは言い過ぎかもしれませんが、治安に関する責任の重大性を思ふの余り、御質問がありましたので、つい脱線したかもしれませんが、申上げる次第であります。

○岩木哲夫君 私に御意見をお伺いする前に丁度齋藤長官がお見えになつておりますので、齋藤長官にお伺いしたいことは、この職務規定の指示に関する事務の処理、指示に関する事務の内容であります。これは維持管理、行政管理、こういう管理のうち、どのようなものを調整するのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 指示の内容は、先ず行政管理、いわゆる人事とか、予算とかそういう行政事務は含まないと解釈をいたしております。それは総理の指示は、都道府県公安委員会及び市町村公安委員会に對してなされるのであります。都道府県公安委員会は、行政管理の責任を持つておりません。それと並べて書いてありまするが、市町村の公安委員会に對しては、行政管理のみ。かように考へております。若し行政管理が仮に入るといふたしますならば、「(行政管理をやるのですか)と云ふ者あり」行政管理はやりません。運営管理のみやります。行政管理には或いは市の条例であります。行政法に於ける必要も生じて来る場合があるものであります。行政管理をやる以上は、市の市長或いは市の議會といふようなものに對しても、指示ができることにならねばと、行政管理ができません。法文の解釈上運営管理、かように考へております。で、運営管理につきましても、犯罪の捜査につきましても、これは捜査内容については、指示はしないという建前でございます。これは公安委員会の犯罪捜査についての指示も、この犯罪内容については、指示をしないという建前になつておられますので、犯罪捜査に關しましては、犯罪の捜査態勢を整へるとか、そういうた事務でありまして、この犯罪の捜査の内容には及ばないと解釈をいたしております。

なほ又刑事訴訟法との關係におきましては、刑事警察と警察との關係は、それは刑事訴訟法で定めるといふことはつきり檢察庁法にも書いてございす。従ひまして警察法は刑事訴訟法に對しましては、一般法でありますから刑事訴訟法が優先をいたします。檢察のなす指示、指揮といふものに反した総理の指示はなし得ない、かように解釈をいたしております。

○岩木哲夫君 総理が指示する場合、刑事訴訟法のほうが優先するもので、刑事訴訟法のほうが優先した指示はあり得ない。さういふふうに解釈いたします。

○政府委員(齋藤昇君) さうでございます。

○岩木哲夫君 ところが六十一條の二には、「内閣総理大臣が特に必要ありと認める」ということであります。特に必要がある場合といふものは、刑事訴訟法に關連するような治安上の問題以外の政治上の指示でありますか、何の指示でございますか。

○政府委員(齋藤昇君) 主として警備活動、警察の警備活動、その指示に入ると考へております。捜査につきましても、或いは捜査態勢を整へるといふような意味合におきまして指示ができれば、これは法律上は、なそうとすればなされ得ると。かように解釈いたします。

○岩木哲夫君 国家地方警察は、国家公安委員会の委員会規則において、運営管理上以外の指示を受けて、その状況を処理することができないのでございす。ところが国家地方警察法では、又別に総理大臣の刑事上であるうが何であらうが、指示を得るといふこととあります。国家公安委員会が国家非常事態には、国家公安委員会規則、四号に、国家地方警察の行政管理に關する事項、この行政管理に關する事項であります。その他六号等におきます突施に關する国家公安委員会から指示を受けて國警本部長がそれ／＼指示をする。さうすると国家公安委員会の考へ方と、内閣総理大臣の考へ方が競合するといふことはないのでしょうか。

○委員(西郷吉之助君) ちよつとその前に、岩木さんに答へておきませんが、選挙の間にこれを挟みましたから、政府側に対する意見はあとにいたして、二人の意見を一つ伺いたい。

○政府委員(齋藤昇君) 只今の点は、総理が指示をされる場合には、国家公安委員会の意見を聞いて、さういふことに相成つておられますが、その間の調整は十分とれると考へております。

○岩木哲夫君 そこで、指示の事務を処理するといふことであります。さういつた新機構の事務の処理はどうでございますか。

○政府委員(齋藤昇君) 指示に關する事務と申しますと、総理が指示をするといふ場合に、これを伝達するといふこともございす。それから総理が事務を処理されるについて、事前にやはり国内の治安關係の報告をいたし、総理の指示の責任を全うするようになつた仕事と申しますか。それを含むわけでございます。

○岩木哲夫君 その事務を全うするといふことには、究極のところ行政管理に關する調整……ところが、行政管理に特別の権利はないのであるが、行政管理に及ぼす、即ち人事権に及ぼすといふと、その意見に、自治庁の自治体の長は、どうも意思を全うしないといふやうなことが觀察される場合はあり得ると、さういつた際にはその事務を全うする場合においては、行政管理に及ぼす態度が調整されるということですか。

○政府委員(齋藤昇君) 指示が十分果されただけかという点について、これを確めて見るということも、恐らく指示の事務処理のうちに入るのであると考へます。併しそれは只今申しましたように行政官が、殊に人事権には及ぼさないわけであり、従つてその場合の、人事に関するようなことは、事柄上含まないと思へております。

○岩本哲夫君 事柄上直接含まないが、間接によく現われるということ、は、事務をこれを全うせんとする指示の強化を図らんとすれば、そうなる。そこで若し自治体警察の長その他がこの指示に服従しない。その指示と、更に地方であなたの国警本部長の指示と、現地における指示とは、事情が違つたために、変つた処置がとられるといつたように、指示に対して、それが実行されない。或いはそれを守らないといつたような場合にはどういう制裁を、どういう処置をとるのか。

○政府委員(齋藤昇君) この場合は、何ら制裁も処置もございません。総理の指示よりも、公安委員会が、更に事情が變つて、現地でこういう指示をしたほうがよいということであれば、それきりでございませう。或いは全然従わないという場合も、法律の上では何ら制裁というものは、規定をいたしてありません。

○岩本哲夫君 それは建前上、こういうことは言われますが、公安委員会指示の内容、いろいろの問題など、その他において、必ずしもこれがびつたり来ないという事態が多く見られるという虞れがある。更にこういう指示を

するために、どれだけの設備というものが必要であるか。どれだけの経費が必要であるか。例えば食料代なら食料代をやらなければならぬという場合に、その経費を処理し得る責任をもつて指示を与えるのか。指示だけやつて、経費というものは、自治体の賄料でそういうものにするのか。指示の内容容には経費を負担して指示をするのか。これはどうですか。

○政府委員(齋藤昇君) 一々大した経費のかからないような場合もありましようし、又相当経費を要する場合もありましよう。それらは只今の建前といたしましては、平衡交付金の中に、このことを織りこんで貰う。かように考へております。先ほど神宅公安委員からもお話がありましたように、自治体警察に対して全般的に国の補助ができるような道を開きまして、さうな場合に支障のないようにいたしたい。只今自治体警察側でも連絡を取つて大蔵省とも話合中でございます。

○岩本哲夫君 それでは齋藤長官は一応結構です。

○神宅公安委員会連絡協議会副会長に對してお尋ねいたしたいことは、国家公安委員会連合会本部じやなくて、国家公安委員会が総理大臣の命を受けて、警の本部が総理大臣の命を受けて、或いは今お聞きのような指示の事務を取る。こういうことで指示の処理を全うしたい。こういうことであります。

それから指示の内容は、警備上に関するこのみを言われております。私の尋ね方がまずかつたと思つてあります。警備上のことに限定する場合は、指示というものは、若しその法律条文が通過して、本部長から出されるという、これは各自自治体警察

長に向つて出されるといつた場合に、自治体の公安委員会においては、この中のいろいろ問題について管下の警察を指示する、管理することに、支障が生じ、或いは自治体公安委員会として、何らか事実上困難な場合もありましようかどうかお尋ねいたします。

○参考人(神宅實憲君) 齋藤長官はさうな運用だけ、即ち警備だけしかやらないとおつしやるのでありますけれども、私どもは法律ができる

と、立案者のお考え、議會のお考えも無視されて、法律は法律だけで、次の時代の人は解釈せられるのでありますから、警備上の必要な事項を指示するのだとおつしやるならば、六十一條の二に、はつきりそれだけを御明記をして頂いた法律にして頂きたいと私は先ず思ふのであります。それからこの警備上必要な事項の指示ということになりまして、現在の破壊活動をやつております者の装備がどういふふうになるか私ども予測を許しません。五月一日までには火炎びんどとか、竹槍だとか、ラムネ弾だとか、硫酸弾だとか、目つぶしだとかいふものが、先ず見なかつたものが、五月一日の皇居前広場事件以後、そういうものが出ております。現にそれより強力な破壊活動が準備されておるといふ情報もあり、ダイナマイト製の非常に強力なものが、京都市警の管内では発見されたのであります。かような情勢の下において、警備上必要な指示があらましても、それがどういふ指示になるのか、どういふ費用で済むのか。私も今後の破壊活動が単に昔の一歩のような騒動でない、相当根強い或いは革命にまで及ぶのじやないかと世間で言われるよう

なこの時代であります。故に、自治体の公安委員会といたしましては、警備だけの御指示でありまして、御指示に副うような措置ができるかできないか、中小自治体のことを思ひますと、な困難でないかと考へますので、甚だなんでも適切なお答えをできないのを遺憾とするのであります。

○岩本哲夫君 田中警視總監にお伺したいことは、田中總監の東京首都警察の長官としての場合と、全国自治体警察長連絡協議会、これを通じてのお答えを得たいと思つております。この六十二條によれば、国家非常事態宣言によつて、国家非常事態宣言は、總理大臣が一時的にこれを指示するものであります。一時的であります。ところが破壊法というふうなものの法律がずつと布かれて行つて、事態が常態化される。或いはそういうことが起るかもわからんというふうな場合に、早期に監察から……。その六十一條の場合には、もうずつと、のべつなく指示が与えられるような段階に置かれるといつた場合には、六十二條では一時的の国家非常事態宣言であります。六十一條の二によりますと、そうじやない、今申上げたような状態でありまして、さういふと、一方、仮に總理大臣或いは國警長官の指揮下に、自治体警察が入る。ところが自治体は自治体としておのずからその地域に関する治安上いろいろの要件も多いし、限定された僅かな財政で警察を維持して行かなければならぬ。ところがそのべつに六十一條の二が發動しまして、指示事項が氾濫されるという場合には、經費の問題、その他の問題が、大変なことだと思つておりますが、さういつ

た場合に、管内の自治体警察としての活動の分野と國警長官が指示して来る内容との優劣という問題と申しましようか、これを如何に現地に申し渡しし或いは僅かな財政、僅かな人員で処置して行くかということについて、自治体警察はどういうお考えを持っておりますか。この指示というものは、實際問題として実施され、且つこれは齋藤長官のように十分処理する、處理の万全を期し得るようなことができ得ると思へますか。この点をお伺いしたいと思ひます。

○参考人(田中一君) 私この指示の内容につきましては、まだ十分に御意見は何つてないのであります。少くとも内閣總理大臣が國家公安委員會の意見を聞いて、都道府縣公安委員會又は市町村公安委員會に對して、公安維持上必要な事項に對して指示するといふ以上は、さう輕々にこの指示権を濫用すべきものではないのであります。いやしくもこれを捨てて置いたならば、非常に治安維持上由々しき大問題に發展する。例えば内乱であるとか、騒擾的な問題であるとか、さういふものが、全体に及ぼす非常に大きな影響があるといふ事柄についての指示すべきものであります。平常の事柄について一々内閣總理大臣が國警を通じて具体的にこの指示すべき性質のものでは恐らくないと思ひます。従つてこの指示権の行使もそのときの情勢によつて、或いは頻りに出る場合もあらうかと思ひますけれども、大体におきまして私の考へるところによりますれば、さう頻りに行われぬ。従つて國家警察におきまして、普通の管内の活動と指示権に

基く活動とが双方が競合して、その自治体警察の活動に非常に大きな支障を来たすといふことは万々なからうと、私は考へてゐるのであります。併しなから先ほども神宅公安会長からお話がありましたが、立法当時の当事者がこの立法の趣旨を十分に理解されて、これを活用いたしましたならば、何ら弊害はないのでございするが、併し將來におきまして、こうした立法が万一濫用されるというふうなことになるすると、只今仰せのような非常に憂慮すべき事態も発生をいたす虞れがありますので、六十一條の二につきましては何かいまい少し具体的にこの指示権行使の場合を十分に抑りまして、そして具体的にこうした場合においてのみこれができる、こういうふうによりに明定したほうが一般の国民の誤解を防ぐともあります。又、一般の自治体警察の側におきまして十分に法の趣旨を理解し、安心してこの法に信頼して、共に国内の治安維持を担当できるものと、かように私は考へるのであります。

○岩木哲夫君 最後に一点神宅公安会長にちよつとお尋ねしますが、これは先ほど、どなたかの委員からもお尋ねあつたと思いますが、今度の警察法がこうして仮に通過した場合については、特に必要がありたる場合であるとか、或いは最前法に關連することであるとか、或いは最近の各地における騒擾等の実態に鑑みまして、警察治安維持費といふものは不幸にして相当増大して来るであらうと思ふのであります。現在の確にはわかりませんが、国家警察については警察官一人に対して年間三十万円内外に相当するものが国

から支給されております。自治体警察については多少その地域々々によつて甲乙はありますが、十万円内外低い。つまり二十万円見当で、それ／＼治安を担当してゐるわけでありまして。現在の実態においても先ほど吉川委員からも御指摘がありました。弱小市町村の自治体警察といふものは、財政上真綿で首を締められるように順次廃滅の余儀ない事態にありまして。ところが先ほど田中總監から御指摘もありましたように、最近の騒擾、いろいろの不幸事態は、自治体警察を中心とする地域に多く行われてゐる。これは国警の組織といふものは、弱小町村で田舎町村であるから、田舎町村では割合騒擾が起らぬ。大よそ自治体警察が維持されておるところにいろいろの出来事が多い。それだけ自治体警察は余計に経費を、普通の状態でも困難な上に余計に費用が要する。そこへこうした法律案が出て来ますと、あれやこれや随分自治体警察は国家警察より以上に多くの経費を食う。これは装備その他でも、もとよりであります。警備上におきましても、その他におきましても、非常に多く食ふことは、これは誰しも否むことができないと思ふ。然るに國が賄つておる費用といふものは、逆に自治体警察が少い。自治体が財政上困難な自治体政において、これが賄いきれないところがある。折角の民主警察といふものの前途に危機を孕んで来ておるやうなわけでありまして。治安の責任はますます増大して来るというやうなことで、自治体警察の今後における運営については非常に難儀なことが多いと思ふのであります。私はこうした

いろ／＼な場合にこうした問題の起るときに話題となる自治体警察は、現在のその地方の治安も守つておる、国全体に共通する治安も守つておるという観点から、一体警察官一人について何万円といふのが、幾ら国の補助……財政を別個に、平衡交付金の措置でなく、特別治安に基く、国家治安に基く警備費及びこれらに關連する装備費等の経費を、警察官一人に幾ら政府に或いは国会に要求したらよいのか。大体の金額、目安といふものをこの際お示しを願ひたいと思ひます。これは非常に重要なことだと思ひますので、的確な資料をお出しになることもとよりであります。大よそ最近一、二の事例に徴して、大よそ見当がついてゐることだと思ひますので、一遍この機会に伺ひたい。

○参考人(神宅實業顧問) 最近に行われます暴動は、今まで考へておりました警察の警備と全く違ひますので、これに要する費用は、恒久的なものでなしに、およそ一年かそこらの間で団体的な破壊活動をするというやうなものが終焉するのじやないかと思ひます。これは毎年の、まあ私どもの見込みも違ひかも知れませんが、毎年要する費用といふのじやなしに、臨時に要する費用の充実費が主なのであります。勿論時間外勤務等がありますから、職員に対する費用も相当要ります。大阪のように地方財政の窮乏のために警察吏員を千人も減らしておる關係から言ひますと、人件費で千人を殖やすことも必要であります。装備について必要もあるんであります。現任の私は国警の關係においても、応援は自治体警察に國警が応援するという

建前になつておりますのに、先般中川大阪管区本部長に、この頃のように同時多発の集団犯罪が猛烈に起るときに、大阪警察管区として自治体警察から応援を要請せられたら、何時間の間か何人がいかなる装備を持つて来るかを承つておかないと、大阪管区の自治体公安委員長として心構えがあるからというお話をしましたら、そういう大きなものは國警の現在では人も装備もないのだ、こうおつしやるのであります。そういうやうな実情、私はそれについて質したかつたのは、先ず人が足らなければ装備でも充実して貰ひて、暴動が起りますやうなときには、自動車の借上げもなか／＼できませんし、現に現有の自動車等も不足するのでありますから、そういうものも國警が持ちになつておまして、要するに適切な暴動鎮壓の器具を國警のほうで御用意下さつて、自治体側にお貸しを願ひます。勿論警察官の同時御出勤は結構なんです。警察官が少ければ、資材の面からそういうことをお願いできんかというところをお尋ねしたのであります。いや、國警のほうも人もない、装備もそうない、大阪市警察に応援に行くといふやうなことは考へていないといふのであります。そのときの大阪市警察は千人も減らしてゐるので、人も足らないし、同時多発……、大阪市は警備施設が相当たくさんあるの

で、困ることが大阪市だけでもあると思う。その他の自治体警察においてもなおあるでしようといふことを申し上げたやうな実情もございするもので、大体の費用がどのくらい要るかといふことも、なか／＼むずかしい問題であります。大よそ、大阪市がそういう現在の団体的暴力行為を鎮壓するに、現在の暴力団体が持つてゐる兵器に對して、これを鎮壓するのに必要なものを人件費等を入れて二億数千万円あれば、大阪市は足りるのじやないか、こういうふうな概算を考へてゐるのであります。これは正確な数字ではありませんので、いづれ目下調査中のものができまして上申上げますけれども、どうかよろしく願ひたいと思ひます。

○参考人(田中一君) 只今の御質問の中で、必要な調査は、当然これは自治体警察といたしましてなすべきものであつたのでございしますが、今までできていなかったことはまことに申訳ないのであります。只今神宅委員長からお答へいたしましたように、早急に一つ作成いたしましたお手許に提出したいと思ひます。

それから自治体警察の現状の財政状態からいたしまして、又只今は非常に危急存亡の時期に立つてゐると考へて、差支えなからうかと考へておられます。例えば大阪の警視庁におきましても、市の財政からいたしまして相当定員の削減といふやうなことも先般問題になつておりますし、又地方におきましても装備を強化することが急務でございするが、併し財政の關係から、そう簡単に装備が強化できません。先ほど平衡交付金によつてといふ話もあつたのであります。御承知のように平衡交付金といふものは、その年に労働争議が、労働争議といふ争議、集團暴力行為が頻りに起るからといつて、平衡交付金をその市町村に増するといふことはできないのであります。その市町村の財政状況と睨み合せて、その財政の数字から割出して、その市に平衡交

の情勢でありますから、国庫の負担をお願ひしたい、こういうような趣旨なのでございます。

○参考人(田中榮一君) 私はこの警察法第四十条の精神から申しますと、少くとも地域関係を持つており、国の仕事であらうが何であらうが、当然その自治体が自治体の経費を以てすべて負担すべきが至当だと考えております。ただ実際問題として、今神宅委員長の申しましたごとくに、国家的性格を持つた警察事務も相当ございますので、ただ実際問題としてその分についての国庫の負担をお願いしたい、こういうことを申上げておるのであります。建前から申しますれば、これは完全に全部自治体の経費を以て、たとえ全部国家の仕事であらうが、自治体個人の

仕事であろうが、全部自治体警察が自己の費用を以てやるのが警察法の精神であります。これは実際問題として、それが非常に不可能な点がありますので、現在の平衡交付金とか、そういうものではこれが解決できませんので、何らか特別な財政的の措置を一つお願い

す。
○岡本愛祐君 わかりました。私のお尋ねしているのは、破壊活動防止というような、重大な現在の段階におきまして、東京都を守り、大阪市を守る、その治安維持の警察の仕事というものは、大阪市又は東京都の本来の事務としておやりになりたい、こういうように了承してよろしいのですか。それが国家的に非常に影響のある問題であることは疑いないことであるけれども、飽くまで市で又は都でやっている仕事である、こうお考えになつてゐるのですね。

もう一つお尋ねいたしますが、大阪の公安委員長が見えておりますが、過般の吹田、池田事件ですが、あそこにおいて破壊活動が行われたのであります。が、各自自治体警察の連絡が非常によくないことは、私は取調べに参りませんが、新聞の伝えるところによると、自分のところではこういうようなことをやられては困るから、成るべく早く他の自治体に行つてもらうというようになつてゐるというので、甚だ遺憾だつたということが出ておるのであります。が、今後お話をうにああいう事件がだん／＼大きくなつて行くというときに、その各自自治体警察の間の連絡というやうなものを、どういふふうになさる御用意があるのか、それを伺つておきたい。

○参考人(神電電報局長) 吹田事件の真相は誤り伝えられておる点もあるものであります。私は大阪市の警察としては直接関係がなかつたので、余りこれを正確にと言いますか、露骨に申し上げることは、よそ様のことを悪く言われることに聞かれるのも如何かと思ひます。詳細に申し上げますが、あの阪大の北校と言いますか、あそここのグラウンドに集つた、あの関係から言いますと、あの前に相当私のほうは情報を取集しておりました、それを関係の池田、豊中の警察長、それから国警の大阪隊長等にも連絡をしておつたのであります。それでありますから、あそこを集つた、あそこであれを解散させることができたのであるならば、又事態は違つたとは思ふのであります。が、あそこは池田警察と豊中警察と国家地方警察とが入り乱れておるところなん

です。それからそのときに警備本部は、国警の大阪隊長の警備部長と、池田の警察署長と、豊中の警察署長が欠勤しておるので、次長等が、豊中警察に本部を設けて、警備の御相談になつておるのであります。そのときに豊中、池田の警察は全部挙げて二百人前後なんです。が、国警から相当応援に出られておるのでありますから、そこで相当な措置をとられるならば、できたと思ふのですが、それはやらなくて、十二時間過ぎて電車の発車を強要されて、それから二時間余りも駅長は摺つたもんだやつて、勿論この豊中警察における警備本部にも御相談になつたやうであります。ところが電車に乗るなら乗せるというのであつたらしい。そのときに追ひ散らさなかつたのであります。それが大阪市内に向つて来るというので、大阪市内に來たらいいんだというところに、悪く考えればなるのですが、私もそれはそうも考えませんので、大阪市内としては、大阪市内に入つて来るならば、曾根崎警察が丁度あの京阪神急行電鉄の終点になりますので、そこで警備をする。若し宮原操車場へ行くならば、宮原操車場へ行くやうに手当をしようということもしておつたのであります。それからそれが服部という停留場で降りまして、一里余りの道を通つて池田の警察の垂水という、豊津垂水というのですが、豊津という交番所の前で、火筒瓶を二、三本投込んでやつておるのであります。それからどこへ行つたか。吹田の道に入らないうで、裏のほうをぐるつと廻つて、そして国警の管下であります味吉町の須佐之男神神社というところへ出ておるのであります。その数と現実に出た

数とは違ふのであります。その一部分精鋭部隊はあの石橋停留所の近くの北校グラウンドから国警の地区を裏廻りしまして、三里余りも夜十二時から歩いて、そしてそこで合流して、そのときに八割くらいの方が竹槍を持つて相對峙しておつた。これは近所に家がありません。須佐之男神の参道といひますが、その道路と、その横に学校があるくらいです。ここでおやりになれば、これは大分活動を破壊するといひます。これは大分活動を破壊するといひます。集団行動があれだけにならずに済んだと思ふのです。そこで見送られて、そういう時間の前に大阪市内にいたしましては、吹田の警察に行つて応援を要請せられたらどうか、応援を要請せられるのなら、私のほうは警備隊、機動隊を出すからと言つていたのですが、丁度夜も明けたし、国警から來てくれるからということ、自治体の警察の小さいところは、国警に対する遠慮があるのです。大阪市内に直接頼むというより、先ず国警へという遠慮があるのだらうと思ひます。そこでその当時国警から九十名くらい行つておられたらしい。それと合して、それから隣の茨木市の警察からも二十何人出て行つてゐる。国警のほうは、最後には二百人あまり、三百人近くつたのじやないかと思ひますが、そういうふうになつた。その途中で駐留軍のクレーンというのです。代將が、火筒瓶ですか、硫酸瓶なんか投げ込まれたという事件がある。次いで茨木市警から応援に來た人を乗せている自動車に、途中で火筒瓶を投げられて二十数名が怪我をした。それで大変だといひので、警察に駆け込んで來られた。そ

のときには国警の警備部長と吹田の署長とおられたのです。それから、そういうふうなことで大阪市内に正式に応援要請をせられた。先に応援要請しようとしたが、おやめになつた。次いで要請がありまして、大阪からは四十名で参つておりますが、そのときにはぐるぐる廻つて、殆んど汽車に乗ろうとしておつたところ、汽車に乗るのだから、結局指揮は吹田警察の指揮下に入るのですが、それでいいということ、汽車に乗つてゐるから仕方がないという関係で、大阪市内警が参りました。それは、もうああいふ状態であつた。それが無賃乗車の大阪止りの汽車でありましたので、大阪市内が犯罪の終点になるわけです。大阪市内で無賃で乗つておるものから、又構内でスクラム組んで、わつしよわつしよと、じぐざくをやつたといふので、あの犯罪の終点は大阪市内ということになる。それでその後の捜査は国警と大阪市内警が担当してやつておるのであります。それが概略なのであります。そこで、お尋ねの、その後どうしてゐるかということでありまして、それは警察側のしやられた失敗であるといふことを、十分関係者一同認識をいたしまして、国警と自治体警察と協議をして特別隊を拵えて、そしてああいふときに急に連に応援に行ける隊を作りたい。常に緊密な連絡をとりまして、今後は国警に遠慮をするとか、大阪市内にどうするとかいふやうな、そんな他人行儀でなしに、十分に協力をして、大阪府下の治安を守らうといふことで、目下準備中であります。相当人員の、そういうものが大阪市内に起らずに、郊外に起れば、どこにでもすぐ出動できるよう

なものを拵えて行くよになつておりますので、あの失敗に鑑みまして自治体警察も国家警察も非常に協力をし、非常に緊密な態勢を整えておりますので、今後ああいふやうな大阪にあるやうなことは、大阪府下には起らないといふ確信であります。

○委員(西郷吉之助君) それでは御兩名の意見の開陳に関する質疑はこの程度にいたしまして、前回以來の質疑の、選挙法の懇談会に入ります。

午後四時四十五分懇談会に移る

午後七時四分懇談会を終る

○委員(西郷吉之助君) これで懇談会を終ります。本日の委員会はこれで散会いたします。

午後七時五分散会

七月二十六日本委員会に左の事件を付託された

一、療養患者の選挙権に関する諸願(第三一八一号)(第三二六四号)

一、地方財政平衡交付金法中一部改正等に関する諸願(第三一八六号)

一、高等学校定時制分校々舎建築費起債に関する諸願(第三一八七号)

第三一八一号 昭和二十七年七月十六日受理

療養患者の選挙権に関する諸願

請願者 兵庫県加古川市神野町 西条国太郎 療養所加古川病院内 芦田春夫 外百六十四名

紹介議員 原 虎一君

衆議院を通過した選挙法改正案は、国民の言論活動や自由を制約していることは明白な事実であり、ことに療養患

者の選挙権を剥奪することは人権を無視するものであるから、結核患者の選挙権をなく奪するような選挙法の改正に反対するとともに、すべての医師を選挙管理人とし、結核患者も選挙権が行使できるように措置せられたいとの請願。

第三二六四号 昭和二十七年七月十一日受理

療養患者の選挙権に関する請願

請願者

兵庫県加古川市神野町
西条国立療養所加古川
病院内 高橋一清外百
六十四名

紹介議員

高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第三一八一号と同じである。

第三一八六号 昭和二十七年七月十六日受理

地方財政平衡交付金法中一部改正等に関する請願

請願者

京都市中京区西京伯楽
町全国高等学校定時制
教育振興会内 中川源
一郎外七百九十四名

紹介議員

大野木秀次郎君 堀
末治君

平衡交付金の測定単位として高等学校は、生徒数のみによつて算定されているが、定時制課程においてはその性格上、中心校と各分校とはそれぞれ校舎を別にして教育運営を行つてゐる關係上、分校独自の経費を要し、測定単位を生徒のみによつて決定することは定時制の運営上到底不可能であるから、生徒数に、学級数、学校数を加えるよう地方財政平衡交付金法中一部を改正せ

られたいとの請願。

第三一八七号 昭和二十七年七月十六日受理

高等学校定時制分校々舎建築費起債に関する請願

請願者

京都市中京区西京伯楽
町全国高等学校定時制
教育振興会内 中川源
一郎外八百五十一名

紹介議員

大野木秀次郎君 堀
末治君

昭和二十三年の学制の大改革によつて高等学校に定時制の課程の設けられたことは、学制改革のうちでも最もわが国情に適したものであるが、これが運営については義務教育の負担に追われ定時制課程についてはほとんど顧みられない状態であつたため、分校々舎の建築は遅々として進まず施設面においては空文にひとい現状であるから、これがすみやかな整備を図るため建築費の一部起債を認可せられたいとの請願。

昭和二十七年十一月十八日印刷

昭和二十七年十一月十九日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局